

名取市チャレンジショップ事業補助金 令和6年度申請受付のご案内



名取市では、市内の空き店舗の活用と新しいビジネスに挑戦する創業者の育成支援を図るため、市内空き店舗を利用する新規創業者を対象に、開業に係る費用の一部を補助します。

補助対象者

●次の①～③全てに該当する方が対象となります。(※1)

- ①名取市内の対象エリアの空き店舗を利用して新規に創業する方(※2)
- ②空き店舗を利用して新規に創業する主たる業種が対象業種である方(※3)
- ③店舗で1年以上継続して営業する方

※1 ①～③全てに該当している方であっても、以下のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります

- ・空き店舗の所有者と同一世帯もしくは生計を一にしている
- ・新たに出店する事業が、フランチャイズチェーン事業に該当する
- ・市税を滞納している
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員である

※2 空き店舗とは、商業施設として使用できる施設で現在使用されていない物件のこと

※3 主たる事業とは、売上高が最も大きいと見込まれる事業のこと

対象エリア

●以下のエリア内の空き店舗が対象となります。

杜せきのした1丁目から5丁目及び美田園1丁目から8丁目並びに美田園北を除く、市内全域

対象業種

●下に示した対象業種は一例です。新規に開業する事業が対象業種に該当するかについて、問い合わせ先にご確認ください。

- 各種小売業（衣類、食品、自動車、家具、機械、スポーツ用品の小売業など）
- 飲食店（食堂、そば・うどん店など）
- 洗濯業、理容業、美容業など
- 持ち帰り・配達飲食サービス業
- その他のサービス業（旅行業など）

補助金額

●補助金額は対象経費ごとに算出します（千円未満の端数は切捨てます）

補助対象経費	補助率・限度額
開業準備費 (消費税を除く)	補助率：店舗の賃借料（※）、改装費、設備費、市場調査費の <u>2分の1</u> 限度額： <u>120万円</u>
広告宣伝費 (消費税を除く)	補助率：店舗の広告宣伝費の <u>2分の1</u> 限度額： <u>20万円</u>

※賃借料は最大で12ヶ月分まで補助します。なお敷金や礼金、保証金は補助対象外です。

<申請から交付までの流れ>
…事業者（申請者） …名取市（商工観光課）

①事前相談…対象エリア・業種や不明な点について開業準備に着手する前に商工観光課に事前相談

※交付決定通知日より前に支出した経費は補助対象となりません

②交付申請書類様式の取得…ホームページ又は商工観光課で入手

③事業計画書の作成…名取市商工会と相談の上作成し、確認印をもらう

④交付申請書類の提出…下記「交付申請書類」を商工観光課へ提出

⑤交付申請書類の審査…不明な内容や誤り等がある場合は、事業者等へ聴き取りや訂正等を求める

⑥補助金交付決定通知の送付…申請書類の提出後、通常1月以内に事業者送付

※この時点では補助金の支払いは行われません

⑦交付決定通知の受取・開業準備の開始…交付決定通知日から開業準備に着手

⑧実績報告書類の提出…下記「実績報告書類」を補助対象の事業完了から原則1月以内に、商工観光課へ提出

⑨実績報告書類の審査…不明な内容や誤りがある場合は、事業者等へ聴き取りや訂正等を求める

⑩補助金額確定通知の送付…実績報告書類の提出後、通常1月以内に請求書とともに事業者へ送付

⑪補助金額確定通知の受取・請求書提出…請求書に必要事項を記入し商工観光課へ提出

⑫補助金交付…請求書受取後、通常1月以内に口座へ補助金を振込

●交付申請書類

●名取市チャレンジショップ事業補助金交付申請書

●事業計画書（名取市商工会の確認印があるもの）

●前年度の市税納税証明書

※市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税

●空き店舗の賃貸借契約書の写し

●補助対象経費に係る見積書の写し

●暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

●その他市長が必要と認める書類

◆実績報告書類

◆名取市チャレンジショップ事業補助金実績報告書

◆補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

◆改装工事前後の店舗写真

◆その他市長が必要と認める書類

【問い合わせ先】

名取市生活経済部商工観光課 商工振興・雇用促進係

電話：022-724-7150（直通） FAX：022-384-4150 メール：syousui@city.natori.miyagi.jp